

地域振興策及び風評被害対策の概要について(案)

地域振興策及び風評被害対策については、関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応する。

1. 地域振興策

最終処分場設置に当たり、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業を支援する。

① 対象事業

東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業

② 実施形態

自治体が設置する基金に対し、基金造成費補助金を交付することを想定

③ 交付先

基金造成自治体：都道府県又は市町村

④ 事業内容(例)

- 処分場への円滑な搬入に必要な道路の整備や地域の住民が集まれるような施設や生活環境施設などを整備する事業
- 風評被害の未然防止を目的として観光や特産品のPRなどを行う事業
- その他

※具体的な事業規模及び事業内容は、今後、地元自治体と相談しながら練り込んでいくが、事業内容はできるだけ幅広く読めるようにする。

2. 風評被害対策

まずは風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くす。

これらの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じる。

① 正確な情報の発信

➤ 環境省ホームページを通じたPR

- 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明

➤ 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じたPR

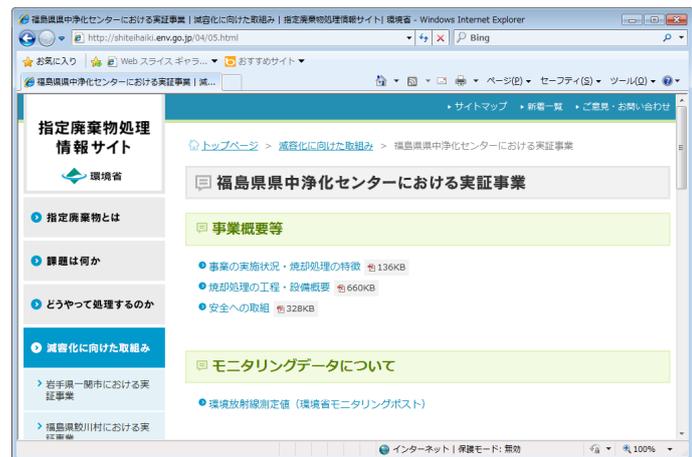
- 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布

➤ 新聞広告等を通じたPR

- 一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等についてお知らせ

➤ モニタリング情報の公表

- 施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表



平成23年3月に起こった原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広い地域に移動・拡散し、雨などにより地表や建物、樹木などに降下しました。この放射性物質が、私たちの生活の中で排出されるごみの焼却灰や浄水発生土、下水汚泥、福わらやたい肥などに一定濃度を超えて含まれているものを指定廃棄物と呼び、国が処理を行います。しかし、処理体制が整わず、やむを得ず一時的な保管をお願いせざるを得ない状況が続いています。



今後、長期的には自然災害なども心配されることから、一時的に保管している指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理することが課題となっています。そのため、みなさまのご理解とご協力が必要です。

指定廃棄物とは？

一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超える放射性セシウムを含み、環境大臣が指定した廃棄物のことで、これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。処理体制が整うまでの間は、事業者が保管していただいています。

平成25年10月 第1版

② 関係省庁における対策

(例) 【消費者庁】(平成 26 年度予算案)

○リスクコミュニケーション、風評被害対策

東日本大震災の被災 4 県（岩手・宮城・福島・茨城）における消費サイドの放射性物質検査体制を引き続き充実させるとともに、専門家（コミュニケーター）の育成等を通じた食品と放射能等に関するリスクコミュニケーションの全国展開などを通じて、風評被害の払拭を図る。また、環境などに配慮した消費生活の実践に向けた消費者への普及啓発を推進する。

※消費者庁のHPより抜粋